

公益財団法人ひろしま産業振興機構
国際ビジネス支援センター

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL: 082-248-1400 FAX: 082-242-8628
ホームページ: <http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/>
本誌掲載記事・写真の無断転載を禁止します。

ハッピーメール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。
CONTENTSは2ページにあります。

広島上海事務所長および海外ビジネスサポーターをご紹介します。
今年度も引き続きよろしくお願いいたします。皆様のご利用をお待ちしております。

チェンナイ
田中 啓介氏



重慶
吉川 孝子氏



大連
劉 瑛氏



台北
皆川 榮治氏



ニューヨーク
今泉 江利子氏



広島上海事務所長
西尾 麻里氏



バンコク
富永 勇三氏



シンガポール
碓 知子氏



ジャカルタ
松井 和久氏



ホーチミン
石川 幸氏



ハノイ
中川 良一氏



CONTENTS

平成 26 年度 海外拠点のご紹介…………… 1	タイ「2013 年インド新会社法の概要について」… 5
海外レポート	重慶「重慶オフィスビルと店舗賃料の変動」… 6
ニューヨーク「日本製品の米国進出」…………… 2	ジャカルタ「ジャカルタ周辺から地方への工場移転が 進む」…………… 7
シンガポール「広島の製パン機械メーカー、ASEAN の経済成長に期待」…………… 2	バンコク「追い詰められるインラック首相」…………… 7
大連「中国・ロシア博覧会、6月30日に黒竜江省 ハルビン市で開催」…………… 3	台北「ツアー旅行「親日台湾を訪ねて」…………… 8
ハノイ「ベトナム流通業の拡大と日本企業のビジネス チャンス」…………… 4	ホーチミン「ベトナム M&A①「M&A はやめなさい」 9
上海「中国の省エネ、環境対策」…………… 4	中国ビジネス Q&A「帰任時のビザ関連手続き」…10
	ハッピーからのお知らせ…………… 11
	国際賛助会員広告 広島県信用保証協会 様……………12

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆海外レポート☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

日本製品の米国進出

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

前月号では、広島熊野町の貴盛堂が弊社のサービスを通じて化粧筆を米国ロリアル社に採用された話を書きましたが、アメリカ全土で、このように現地の日本人コンサルタントと組んで日本製品(衣食住、ギフトなど)を消費者に売る動きが高まっています。弊社は NY から米国人のパートナーと組んで、経費を掛けない電話や訪問の一本つり営業を得意としていますが(もちろん見本市出展もサポートします)、NY だけでも少なくとも 20 社以上の小さな海外進出コンサルティング会社があり、いろいろな形で進出を手伝っています。先日情報交換の機会があり、日系企業向け人材派遣業を本業としながら米国進出を手伝うコンサルティング会社の社長と話をしました。その会社は、日本での売り上げ 20 億円以上の会社を対象に、米国各地で開かれる見本市からの米国市場食い込みを得意としています。年間 4 回以上の見本市出展を通じて、日本の会社の経営陣や担当者には生のアメリカのバイヤーの声を聞いてもらい、どれだけの投資が必要か、そしてそのリターンはどのくらい、というビジネスの根本的な情報を得てから米国への本格投資をしてもらうのだそうです。実際、見本市に 2 年くらい続けて出ていると、だんだんと大手卸売りやコンテナストア、ホームデポなどの大手小売業から声がかかり、実際に商談に進む例が出てくるそうです。社長が、年商 20 億以上の会社、と言ったのはその 2-3 年間の投資に耐えられる会社でなければならない、という意味があります。大体 1

回の見本市出展にはブース代、飾り付けや備品、電気代、日本からのキーパーソンの往復とホテル代などで少なくとも 200 万円くらいの経費が掛かります。近年は中小企業への補助として見本市向けの補助が特に厚くなり、それが追い風となって日本企業の海外での見本市出展が増えているのは事実です。しかし、鍵となるのはひとつの見本市に何年も続けて出展すること。もっと詳しく言うと、同じ場所のブースで数年にわたって出展し続けることです。毎年同じ場所にブースを出す会社は多くありますし、また見本市に足を運ぶバイヤーも毎年同じ人であることが多いので、同じ見本市の同じ場所に出展している会社の商品に親近感を覚え、同時にやる気と本気を感じてくれます。

見本市出展はある程度数量がまとまった大量生産の商品販売に有効ですが、インターネットが進んでいるアメリカでは、少数生産の商品販売に適したネット販売のサイトも増えてきています。4 月 15 日付けニューヨークタイムスでは Etsy.com というアーティストと言われる職人風の工房が作る少数生産品を個人に販売するサイトを取り上げています。そのほかにも、大手のアマゾン、eBay、また業種単位に専門家が薦める少数品サイトもたくさん出てきています。ただ、日本からですと発送費用と関税が高いことが難点となっていますが、まとまった数量をアマゾンの倉庫に送ってしまうことで送料を安くできるサービスがあります。

広島の製パン機械メーカー、ASEAN の経済成長に期待

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

FHA 2014、前回より大幅拡大

2 年に 1 回、シンガポールで開催されるアジア最大の食品関連見本市「Food and Hotel

Asia2014」が、4 月 8 日から 11 日にシンガポールエキスポで開催されました。今回は 10 万平米の展示会場全てを使って、65 カ国から 3000 社が出

展。併設展が増えたことでもあります、前回の出展 42 カ国 1000 社を大幅に上回りました。

成長が見込まれる ASEAN パン市場

その FHA に、今回、久しぶりに出展となった広島県企業があります。製パン機械メーカーの有限会社光陽機械製作所です。同社の原田淳一社長が常務理事も務める協同組合日本製パン製菓機械工業会が、



光陽機械製作所の原田淳一社長

組合として参加を決め、12 社の組合員企業が参加したのです。その背景

はアセアンの経済成長と中国リスク。13 億の人口を抱える中国が大きな市場であることは確か。しかし、昨今の政治状況の中、中国市場にばかり頼るわけにはいかないし、経済成長が著しく、所得の向上を背景に菓子パンの市場が伸びている ASEAN を見過ごすわけにはいかない、というわけです。実際、インドネシアには日本の山崎パンが工場進出するなど、パン市場の拡大を見越した動きも出てきているのです。

日本生まれの菓子パン、ASEAN でも人気

パンといえば欧州が発祥、と思いがちですが、それはプレーンなフレンチパンやドイツの黒パンの話。アンパン、クリームパン等のバラエティーに富んだ菓子パンは日本が発祥です。そのため、欧米製の菓子パンの製造機械はなく、日本の競合といえば、中国、韓国、台湾製。日本製が最も品質が高いことはもちろん知られていますが、予算の関係で他国製を選ぶこともあります。しかし、原田社長によると、最近は日本製への買い換え需要が伸びているそうです。日本生まれの菓子パンは ASEAN でも大人気。日本のパティシエを招いて成長し、上場まで果たしたシンガポールの Breadtalk は、ASEAN 各国、中国など多くの国に店舗を展開しています。

輸出拡大へのステップは上々

シンガポールの展示会出展のメリットは、なんと言っても、周辺諸国のバイヤーも多く訪れること。光陽機械製作所もシンガポールだけでなく、フィリピンなどの ASEAN 企業から引き合いがあり、今後、販売代理店候補を見極めていくそうです。同社の主力はクリームなどをパンに注入する機械ですが、今のところ、市場の 95% は日本国内。今回の出展をきっかけに販路の拡大を目指しています。

中国・ロシア博覧会、6 月 30 日に黒竜江省ハルビン市で開催

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

今年で 25 回目となる北東アジア最大級の貿易見本市の「中国-ロシア博覧会（中国ハルビン国際経済貿易商談会から変名）が、中国とロシア間でのビジネス提携の更なる強化を目指して開催されます。主催者は中国商務部、黒竜江省人民政府、ロシア連邦経済発展部・工業貿易部です。参加予定企業は、建材、農業、機械電子、家具などの分野に広く渡っています。

3000 キロもの陸上国境線でロシアと繋がっている黒竜江省は、昔からロシアとの貿易が盛んです。数年前までは、ロシアからの木材輸入がメインでしたが、近年のロシアの原木保護方針によって、段々ビジネスにならなくなってきました。その結果、機械電子展示場のメインだった木工機械の出展予定は今年度 80 社前後にまで落ちて、その代わりに、食品加工・包装機械、食品物流設備が大きく占めるようになりました。

黒竜江省は以前より中国の農業大省として大豆、米、牛乳などの農産物・畜産物の主要産地であり、品質も中国ではトップクラスです。また、省内の重点産業と

して農業は、石油化学、機械装備に続いて 3 番目ですが、成長率は No.1 です。黒竜江省の政府の方によると、黒竜江省の米栽培技術は北海道の技術者が 30 年間をかけて指導してくれたそうです。ただ、美味しさでは中国全土に有名ですが、ブランド促進や販売方法・販売網等の整備がうまく出来ていないため、精米ブランドの認知度はまだまだ低いようです。省としては現在、農産物のより有効な販売方法の構築や、ブランド力向上に力を入れています。昨年、黒竜江省のある有機食品生産・販売企業から「全国の直営店舗に届けるためには、包装・物流（保存）の技術・設備に関連する協力を日本から求めたい」との相談や「日本の調味料を輸入したい」などのリクエストを受けるなど省内では動きが活発化しています。

また、大連で納豆・日本酒などを扱う日本食品卸のトップ企業によると、大連で納豆を生産している日系企業だけではニーズに間に合わないため、日本の技術・ブランドに更に期待をかけ、納豆や日本酒の生産

工場をこちらに作って欲しいと強く熱望しています。

現在、ハルピンまでの直行便は新潟との間しかなく、交通は不便ですが、大連とを結ぶ新幹線は、4月21

日から片道5時間から3.5時間に短縮されます。6月30日～7月4日の間、ハルピンへ足を運ぶのはいかがでしょうか。

ベトナム流通業の拡大と日本企業のビジネスチャンス

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

ハノイには昔、タンロン（登龍）城がありました。その城下町は36市街からなっていたことから、ハノイは、市民から HÀ NỘI 36 PHỐ PHƯỜNG（ハノイ36フォーフォン）という愛称がつけられています。HÀ NỘI 36 PHỐ PHƯỜNG を漢字でかけば、「河内36舗坊」となります。PHỐ PHƯỜNG=舗坊で、漢越辞書を引いてみると、PHỐ「舗」は「両側に店が並んだ道路」のことで、PHƯỜNG「坊」は「同じ業種の集まり」とのことです。今でも、その面影が残っており、生地



の街、玩具の街などもハノイ旧市街区に存続して

います。

このハノイの伝統的な流通小売システム

が近年急激に変化拡大し、日本企業のビジネスチャンスも広がっています。ベトナムは、2007年1月にWTOに正式加盟し、2009年1月以降流通業への外資100%参入が認められるようになりました。ベトナム小売業の可能性を見込んでMetro Cash & CarryやBig Cなどの一部の外資系大手流通会社はすでに2000年ごろからベトナムに進出し始めました。国营の流通企業も民営化し、積極的に事業拡大を図ってきました。有名企業としてはCo.opmart、Hapro Martなどを挙げることができます。これらの会社はいずれも食料品、衣料品そして日用品を中心としたスーパーのチェーン店です。家電製品業界では、2000年ごろから民間のNGUYEN KIM（グエンキム）社のチェーン店が急速に拡大してきました。日本でいうとエディオンやヤマ

ダ電機のような存在です。グエンキム社はベトナム64省の内、32省に出店し、家電小売市場の30～40%



の高いシェアを獲得しています。

また大型ショッピングモールへの投資も、外国企業だけではなく、ベトナム人によるものも始まっています。近年、ハノイでは高層住宅と大型ショッピングモールの複合施設「ロイヤルシティ」が完成し、東南アジアで最大規模のショッピングモールになることを目指しているようです。モール内には、スケートリンクやウォーターパーク等も設けられています。

ベトナム小売業の今後の見通し

小売業の成長に伴い、ベトナム消費者はスーパーでの買い物が主流になりつつあります。品物揃いが豊富で、品質的にも安心できることが主婦たちに評価されているからです。週末や休日は、どのショッピングモールや大型スーパーも大変混みあっています。ベトナムは、全人口の約3分の1にあたる3千万人が「買い物の人口層」と言われています。一人が月200USドル（約2万円）を買い物するとすれば、購入金額は約6,000億円/月となります。

ベトナム人消費者の嗜好は、低価格のものから高くても品質の良いものへと変わりつつあり、特に食べ物

の安全性については、非常に注意を払っています。無農薬野菜等への人気は急速に高まり、また、日本製の健康食品も静かなブームとなっています。是非、広島

中国の省エネ、環境対策

広島上海事務所長 西尾 麻里

ハッピーメールの2014年1月号で「深刻な大気汚染」について触れましたが、中国におけるエネルギー消費量も世界が注目する問題のひとつです。

上海市経済信息化委員会が3月3日、「上海市における一部の産業の生産ライン・装置・製品に係る制限

類と淘汰類の指導目録」第一弾を発表しました。この目録では、化学工業、鉄鋼、非鉄金属、建材、機械などの業種255項目に及んでおり、内訳として、淘汰類196項目、制限類59項目となっています。

そして、これらの装置やエネルギー消費原単位の基

準を超えた生産装置について罰則的な電気料金を課す新たな法律が、4月1日より施行されました。これは非効率設備の省エネ化を推進し、高効率な設備へと転換することを目的としています。電気料金の上乗せが適用される企業リストについては、関係部門から意見を聴取した上で企業リストを公示します。意見募集の後に最終リストを決定する一方、リストに挙がった企業は、関連装置の改修、淘汰、エネルギー消費製品の構造調整を実施すれば、電気料金上乗せの執行停止を書面で申請することができます。

このように省エネ対策として、様々な対策が発表され、罰則規定が強化されるようになりました。こういう状況下では、一般的に外資系企業に特に厳しく査察などが行われる可能性が高くなります。そのため、日系企業も政府方針に則った早急な対応が必要になるでしょう。

このような産業界における省エネ対策から、大気・水・土壌の汚染問題を解決しようとする取り組みは自動車の燃料基準へも広がっています。上海市は、「国5」と呼ばれる燃料基準をいち早く取り入れ、4月30日より実施しています。これは、燃料中の硫黄の含有量を減らした燃料基準で、実施後に

導入される車輛によって、年度1,000t前後の窒素酸化物（NOx）排出量減少を見込んでいます。

そんな中、三菱商事の上海法人「三菱商事（上海）有限公司」が上海市内に日本の技術を紹介する常設展示場を設立しました。環境・CSR活動や三菱商事の事業を含む様々な商品を紹介する一方で、日本の先進的な技術や商材、各地の伝統文化・行事・特産品などを展示することによって、日中の文化交流の場を提供していく情報発信拠点の役割を担っています。現在、ここに自社製品の展示を希望する日本企業を募集しています。「最先端工業製品」や「発明品」、「医療関連」、



三菱商事(上海)常設展示場

前述した「環境対策に関する技術」を発信する場として活用してみはいかがでしょうか。『日

本産』のノウハウと技術を中国にアプローチするひとつの手段として検討される企業様は、ぜひ広島上海事務所までお問い合わせください。

2013年インド新会社法の概要について第1回

チェンナイビジネスサポーター 田中 啓介

昨年から注目を浴びていたインド新会社法案ですが、2014年3月末に、同法案の多くが2014年4月1日付で正式に施行されることが発表されました。57年ぶりの大改正となったインド新会社法の概要について、全6回に渡ってご紹介させていただきたいと思います。

■一人会社（One Person Company）（新会社法：第122条）

2013年インド新会社法において、株主が1名のみとする「一人会社（One Person Company）」の概念が新設されました。一定の文書には会社名に「One person company」の文言を入れる必要はありますが、一部財務諸表の提出義務の免除や定時株主総会の開催義務の免除など、一般の非公開会社と比較しても法令等遵守義務が軽減されています。

しかしながら、新会社法規則第2章第3条において、「インド国籍及び居住者の自然人」のみが一人会社を設立することができるとの記載があり、残念ながら日本人や日系企業にとっては一人会社を設立することができません。簡便な会社形態でのインド進出の可能性を期待していた日本人や日系企業にとっては期待外れ

の改正となりました。

■みなし公開会社（新会社法：第2条71項）

旧会社法において、「非公開会社ではない会社の子会社は、当該子会社が非公開会社であったとしても、本法の趣旨において公開会社とみなされなければならない」旨の規定がありました。つまり、日系企業がインドに子会社を設立する際に、親会社が公開会社である場合には、原則、その子会社は“みなし公開会社”に該当し、非公開会社と比較してより多くの法令順守を求められるというものです（合併会社の場合は、必ず“みなし公開会社”に該当していました）。ただし、その子会社の株式の100%が外国株主により保有されている限りにおいては、当該子会社はみなし公開会社とはならない、との例外規定を利用することで、日系企業の多くはこれまでその子会社がみなし公開会社とならないような対策を取ってきました。（例えば、日本親会社が99%を、インド国外の関連会社や個人が1%の名義株式を保有）

しかしながら、2013年インド新会社法においては、同様の規定は存在する一方で、旧会社法との比較において“非公開会社ではない会社”にそもそも外国企業

が含まれない、との解釈を取り得る規定内容となっています。つまり、例えば日系企業がインド企業との合併会社を設立する場合、当該合併会社がインド企業の子会社に該当し、かつ、そのインド企業が公開会社である場合を除いて、当該合併会社は“みなし公開会社”に該当しないこととなるため、新会社法の下においては、日系企業はみなし公開会社の適用を回避しやすくなったこととなります。

■非公開会社の要件（新会社法：第2条68項）

旧会社法において規定されていた非公開会社の要件として、以下のような内容を付属定款（Article of Association）に定めていること、という規定がありました。

- (1) 株主数2名以上50名以下、取締役2名以上
- (2) 株式譲渡制限あり
- (3) 株式・社債等の公募禁止
- (4) 株主・取締役等からの借入（デポジット）禁止
- (5) 資本金額10万円以上

しかしながら、新会社法の下においては、株主及び取締役の2名以上という下限規定が排除され、かつ、株主数の上限が200名以下までに上げられました。また、株主・取締役等からの借入（デポジット）についての禁止規定も排除されています。旧会社法の下において、既に法人設立をしている日系企業は、これら上記の変更点をふまえて、付属定款を即時修正する必要があります。

重慶オフィスビルと店舗賃料の変動

重慶 ビジネスサポーター 吉川 孝子

「重慶不動産研究機構戴徳梁行」の報告によると、今年の第1四半期において、オフィスビルの供給過多により、重慶のオフィスビル管理会社間の競争が激しくなり、レンタル料が小幅に下降している。

「戴徳梁行」の報告によると、今年の第1四半期における重慶の五星級オフィスビルの平均賃料は、92.68元/m²で前年同期比2.46%下がった。今年度、オフィスビル市場は飽和状態に入り、入居企業誘致のため空室オフィスビルを優遇価格で提供するところも現れている。

重慶市内中心区域における賃料はそれぞれ異なり、渝中区は高価格の地域で依然として平均99.23元/m²、江北区と南岸区の賃料は平均96.57元/m²と75元/m²である。

また、投資家達は積極的にオフィスビルへの不動産投資をしているが、重慶五星級オフィスビル市場は史上最高の供給量を迎え、市場ストックは695,917m²で本四半期は

39,439m²増加し、昨年度分を超えた。最近では、「現在、新しいオフィスビルの平均購入単価が2.5万元～3万元/m²で価格が比較的高いことから、投資目的での取引量も安定期に入っている。」と「戴徳梁行重慶分

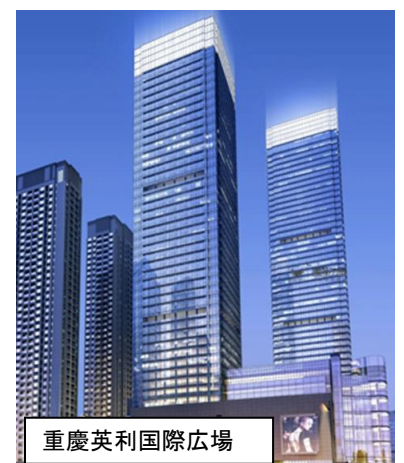
公司」総経理の江氷河が発表し、オフィスビル賃料の収益率は現在4%～6%を維持しているとのことである。

そして、重慶市では、60万m²の優質オフィスビルの竣工が年内に見込まれ、賃料は更に小幅な値下りがあるとみられる。ただ、長期的に見れば、多くの企業が数十年前の老朽化したビルから新オフィスビルやサービス管理優良物件への移転増加に伴い、全市の平均賃料は上昇していくと推測される。

一方で、店舗物件賃料においてはオフィスビルとは逆に、最高賃料単価が千元/m²前後となっている。「戴徳梁行」の分析によると、経済発展及び個人所得増などの要因で高級ブランドの販売戦略が、全国的に店舗数の拡張スピードは遅くなっているものの、近年商業発展の速い重慶市場では、店舗保有者である投資家の先行きは明るいと思われる。

現在、高級ブランドや世界的ファッションブランドが、次々と重慶に商機をつかんで店舗展開を行っている。例えば、最近ではPRADA、MIUMIUが

WFC（重慶環球金融中心、解放碑）に入居し、H&M重慶専門店とC&A新店は英利国際広場に開業した。そして、統計によると、優良品質な商業ビルが増えており、市中心区商圈デパート一階の平均賃料は745



元/㎡と、前期比 1.78%上昇している。そしてその中でも、高級ブランド店が多く入居している渝中区と江北区ショッピングモールの平均賃料は最高区域であり、それぞれ 944 元/㎡と 967 元/㎡となっている。

ただ、オフィス、テナントはともに個人所有である

ことから、賃料については“かけ引き”が不可欠であり、いかに善良な持ち主（投資家）に巡り会えるかによって金額も異なるのが実情である。

※賃料は空室状態での価格

※管理費は 15～18 元/㎡別途支払いが必要

ジャカルタ周辺から地方への工場移転が進む

ジャカルタ周辺の投資環境は、ここ数年で著しく悪化してきました。交通渋滞は益々ひどくなり、所要時間の計算ができにくくなっています。輸出入の玄関口であるタンジュンプリオク港自体の取扱量が増加し、通関に 1 週間以上かかる状態が続いています。雨季には洪水があちこちで起こり、交通渋滞に拍車をかけています。

林立する工業団地内の企業間で賃金や待遇に関する情報が容易に流れているため、労働争議が頻発しやすくなっています。実際、ジャカルタ周辺の工業団地の最低賃金は、全国最高水準にあります。さらに、前回のレポートでも報告しましたが、工業団地内の用地が不足がちで、地価も高騰を続けています。

二輪車や自動車などの第 1 次・第 2 次サプライヤーは、どんなにコストがかかっても、最終組立工場のあるジャカルタ周辺に立地しなければならない面があることと思います。しかし、縫製工場などの労働集約型投資や一次産品食品加工などの資源活用型投資が、わざわざ、ジャカルタ周辺に立地するメリットは大きく

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

薄れていると言わざるを得ません。

実際、繊維・縫製などでは、ジャカルタ周辺から中ジャワ州や東ジャワ州への工場移転が予想以上に進んでいる様子がうかがえます。それにはもちろん、より低い賃金と豊富な労働力が誘因となっています。実は、ジャカルタ周辺の工場で働く労働者の一部は中ジャワ州などの出身者で、故郷に工場ができるなら故郷に帰って働きたいという層が相当数存在するのです。とくに、手先が器用で目がよく、長時間でも従順に働く女性労働力は、工場移転を進める企業にとって大きな魅力となっています。

東ジャワ州や中ジャワ州の地方政府（県・市）は、今や、こうした企業や工場の誘致合戦を行う様相を呈しています。競争のおかげか、かつてのような、誘致した企業や工場を標的に、様々な税金や課徴金を得ようとする傾向は影を潜めました。ジャカルタから離れた地方の投資環境はあまり知られていませんが、ダイナミックに大きく改善されつつあります。

追い詰められるインラック首相

タイには、日本ではあまり聞き慣れない、憲法裁判所（憲法裁）と汚職追放委員会（NACC）というのがあり、この二つが、政治家にとっては大変悩ましい存在となっています。

過去に大水害が発生した際、多額の予算を、その治水のための公共事業費として確保しました。今般、インラック首相が本年度予算として、2 兆 2000 億バーツの借り入れ法案を提出し、これを実行に移そうと動きまわりました。これに対し、憲法裁は、目下の政権は総選挙の結果が出るまでの暫定政権であり、この法案提出は違憲であるとの判断を示しました。

これに対し、もっと争う姿勢を示すかと思われたインラック首相ですが、憲法裁の判断に従い、あっさり折れました。「デモ騒動で景気が低迷している。この公共事業で、その回復を図ろうとしたのに、残念である。」

バンコク ビジネスサポーター 富永 勇三

とのみ、コメントを発表しましたが、この公共事業で恩恵に浴する関連企業団体等からは、法案提出者である首相の責任を問う声が上がりはじめました。

次の問題は、インラック首相が政権トップの座にいた時、国家安全保障会議の事務局長を官僚部門の閑職に更迭し、当時の警察トップを後任につけ、警察トップにはタクシン氏の義兄を登用する玉突き人事を実行したことです。当時、交代を余儀なくされた高官が不当人事であると訴えていましたが、今回結審され、この人事は違法であったとの見解が示され、人事を元に戻すようにと判決がくだされました。この判決により、首相の憲法抵触を指摘する声の上院から上がり、憲法裁に提訴しました。

3 番目の問題は、コメ担保融資制度という、バラマキ政策による米の高価買い入れ制度です。農家から多

く寄せられたお米ですが、高価ゆえに売り先探しが難航し、地方に大きな在庫となっているはずでした。ところが、在庫の管理がずさんなことがわかり、また、地方の有力者が闇で横流ししたとの風聞までも流れました。

有力な売り先として期待されていた中国が、タイ国内の紛争を危惧したのか、一部の買い付けをキャンセルして来ました。一方で、時間の経過とともに米は古米となり、益々その価値は下がって行きます。安く売れば多額の負債を抱えることになり、放置すれば、益々価値が下がります。

一方、農民に米の代金を支払うためには、農業銀行より融資を受ける必要がありますが、このような状況の中で、この融資を渋っているために、農民への支払いが滞る事態となりました。これに激怒した農民が、自分達の死活問題として、デモ騒動にまで発展しています。

これらの管理責任は首相にあるとして、野党はNACCにインラック首相の職務怠慢を訴え出しました。首相はNACCに対し弁明をする必要があり、もしNACCが有罪と認めた場合、即座に首相はその座を追われる事になります。

世論の後押しを受け、裁判所も次第に反政権の様相を呈して来ていますので、インラック首相は追い詰められつつあります。辞めたくても辞めさせてもらえない現実、一方では後任の首相人事が表面化してくる現実、針の筵の上のインラック首相、といった感が深まっています。

チェンマイに出向いたインラック首相は、車から降りる時につまずき、左足首を捻挫してしまいました。度重なる災難が襲います。首相交代は時間の問題かも知れません。

ツアー旅行「親日台湾を訪ねて」

台北 ビジネスサポーター 皆川 榮治

ハッピーメール読者のなかには旅行企画を考えられるお仕事の方もおられると思います。今回は「親日国台湾を訪ねて」というテーマの旅行をビジネスとして計画される方の参考に供します。

すでに台湾が親日国になった理由をご存知の方も多いと思いますが、あらためて簡単に説明します。2つの理由があります。1つは1945年に日本統治時代が終わった後、台湾社会情勢が賄賂の横行など、急激に悪化したことによりそれまでの日本統治時代が清潔で公正だったと見直されたことです。2つ目の理由はその後李登輝さんの時代になり民主化が行なわれ、日本統治時代が台湾建国の基礎になったことが公に認識されるようになり、台湾人たちが日本を親しく感じるようになったものです。さらに、その後の日本製品の品質の良さや日本文化の良さや新しさにも関心が高まり、親日的になったものと言って良いでしょう。

さて、私は先日11人の日本からの友人を連れて台北市内見学の後、台湾の東海岸を歩いて来ました。行程は3泊4日です。テーマは「親日国台湾を訪ねて」です。先ず台北市内、青田街でいまだに残る旧日本家屋を見学しました。69年前以前の瓦屋根が約20軒立ち並んでいます。築100年以上の建物で台北市政府が保存しているそうで、いまだに居住者がおられ生活しています。驚くべきことです。

これを皮切りに九份に行きました。ここは良く知ら

れた場所ですが風情の有る場所です。日本時代近くの金山、銅山で生活する人たちが集まった中心地で山の斜面一体階段の左右に道並が出来上がっています。昔は食堂や喫茶や飲み屋それに遊び場もあったのですが、今は全て観光用のみやげ物店や小さな食事どころになっています。夜には赤い提灯が付き風情があります。

その近くに昭和天皇の皇太子時代の宿泊所として建設した家屋があり、これも保存しています。日本間ばかりで欄間も取りつけられています。

バスを乗り継いで基隆を過ぎた山間に福隆と言う鉄道駅があり、そこに「吉次茂七郎」が造った鉄道用のトンネル(今はサイクリング道になっている)の近くに彼の記念碑が建っています。1931年に完成しましたが、彼は完成前に34歳の若さで亡くなっています。記念碑には彼の功績が詳しく書かれています。

さらに南下して南澳(ナンアオ)に「サヨンの鐘」を見に行きました。金岳発展協会と言う原住民の協会があり、そこの紹介でタイヤル族の老人にお会いし、話し合いが出来ました。「サヨン」とは1938年のことですが、出征警官(当時は警士と言った)の見送りに彼を手伝い荷物を持って山を下る途中、丸木橋で足を取られて流されるという悲しい出来事が起こります。彼女は大変皆から慕われた娘で村の人たちは彼女の歌をつくって長く偲びます。これを伝え聞いた当時の総

督(長谷川清)が彼女を記念して「鐘」を贈り長く称えます。これがきっかけでサヨンのことが当時全国に拡がり遂には「サヨンの鐘」と言う歌まで知られるようになり、流行します。老人の一人は「サヨン」の姪に当る方で、「私が4歳のとき、叔母さんに当るサヨンが私を可愛がってくれました」と語ってくれました。

老人たちとの交流の後「サヨンの鐘」記念碑を見ました。正4時には唄が流れました。美しい声の日本人歌手の歌声で、お話を知る者には涙を誘うものがありました。

その後礁溪温泉で泊まり日本式温泉を味わい、翌日は羅東の「西郷菊次郎記念館」見学をしました。日本統治時代の教育を受けた台湾の方(88歳)がボランティアで説明をしてくださり、この地方を知事として灌漑の為に土堤づくりなど宜蘭地方の国(くに)づくりに貢献されたことを熱っぽく語っていただきました。西郷菊次郎は西郷隆盛の実子です。帰りは特急「ピューマ号」(日本車輛製)に乗り台北に到着。最後は友愛会(美しく正しい日本語を台湾に残す会)の3人方々と

交流食事会を行いました。「日本時代の教育は良かった、私たちはそのお陰で今の生活がある、今の日本人はもっと強くなってしっかり外国にもものを言って欲しい」との熱い言葉を聞きました。

この様な旅行企画で広島の方々をお連れしませんか?日台関係づくりに大いに貢献できるものと思います。日本時代の老人たちもそれぞれ90歳に近くなりつつあります。このような企画は早めに実施されることをお勧めいたします。お手伝いいたします。



ベトナム M&A①「M&A はやめなさい」(5回シリーズ)

ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

2013年、ベトナムに進出した日本企業は500件(新規許可ベース)と、3年連続で過去最高の件数を更新中で、全体的なトレンドとしても、引き続き新規進出は増えると思われます。日本のGW前後でのベトナム来訪も多いことと思いますし、広島県企業のベトナム進出も増えてきました。

今回から5回の連載でベトナム M&A(進出としては超応用編)についてポイントを述べたいと思います。今回第1回は、「M&A はやめなさい」です。2回目以降は、②外資参入障壁、③事業範囲、④不動産、⑤M&Aの狙いを予定しています。

1. はじめに

日本企業の多くが M&A 専用部署を社内にもっておりません。上場企業でも、企画部で担当はしていても兼務が通常であり、常設は一部に限られます。では、M&A は大手でないと実行できないのかということ、そうではありません。成長戦略との相性や自社にないコアコンピタンスを獲得するためには、必須の手法であると考えます。ただし、経営の意思決定としては非常に重たいものであるとともに、資金力がないと M&A の成功は困難です。買収先のキャッシュフローや資産を目当てとした M&A ファイナンスは可能な手法ですが、金融機関はあまり喜んでくれない面もあります。

海外での日本企業が海外企業を買収する M&A(In-Out 型)に取り組むことは可能ですが、残念ながら

ら、日本国内以上に海外での M&A は上手くいっていない(成功率が低い)と言えます。その原因は、M&A 戦略、買収価格、PMI(Post Merger Integration の略で、買収後の様々な統合プロセス)、人的なリソースなど、いろいろな部分にありますので、ここでは詳細は述べません。

では、これらの障害がないとすれば可能かと言えば、可能だと思います。今後、徐々にですが、日本の中小・中堅企業も一段の成長を目指して、アセアンで M&A 戦略を採用する企業が出てくるものと見ています。大事になるのは、まず「M&A 戦略」「M&A の狙い」なのです。これは最終回に論じますが、単純に、「なぜ M&A を行うのか」ということに合理的な答えを出せるかどうかです。

2. M&A 戦略が骨太か

日本国内で複数の取引に携われば、いろいろと M&A が大変な面を持っていることが理解できると思います。それを踏まえて、海外でも M&A を行えるかどうか自問自答してみると良いです。日本では想像もつかないような出来事・トラブルに直面して、短期間で解決、(解決できなくても意思決定)しなければならなくなります。日本よりも、格段に面倒なことに直面します。専門家を活用しても解決するのは容易でないことも多くあります。これらに直面した際に、ぶれない、骨太な M&A 戦略が必要となります。これは、海外とは関係な

く、自社の経営戦略のひとつとしてどうか、ということと同義です。

3. ベトナムで「M&A はやめなさい」

私は、日系初のベトナム専門企業として、AGS M&A を 2013 年に設立しました。このことと矛盾しているように見えますが、結論は「ベトナムでの M&A はやめなさい」です。正確には、「ほとんどの日本企業にとって」ということですが、M&A については知っておいて欲しい、と考えています。いずれ、有効な選択肢・成長戦略になり得るからです。

その理由は次号以降に詳しく述べますが、多くは買い手である日本企業にも原因はあります。①海外 M&A に不慣れである（海外進出に不慣れ、M&A 戦略を持っていない）、②日越の差異が大きくなる（ベトナム側は非常に高く売却したい）、③日本側にとって選択肢として M&A でなくても良い（独資 100%でも進出できる）、④M&A による戦略性・優位性がそれほど大きくない（M&A でなくても良い、M&A によるシナ

ジーが薄い等）理由はこれだけではないですが、いずれにしても、「M&A はやめなさい」というアドバイスになることが多いのが現状です。

4. ベトナムでの M&A

ベトナムでの M&A 市場は、2013 年で概算 150 件、50 億ドル（約 5,000 億円）と言われ、不動産絡みの大型案件が目立ちました（Vincom Center A, Lotte Mart など）。土地の所有権はありませんが、良い場所の使用権を巡って高い値段が付いているのが実情です。しかし、これらに日系企業は関与していません。日本企業の動向としては、日系企業同士の売買（親会社の M&A に伴うもの）、グループ再編などが多く、ローカル企業を M&A する事例はまだ少ないと言えます。

今回は「外資参入障壁」に関して、M&A がどう関係するのかをご紹介します。



中国ビジネスQ&A



【帰任時のビザ関連手続き】

＜回答者 公益財団法人ひろしま産業振興機構 上海事務所＞

Q

この度、上海の現地法人での勤務を終え、帰任することになりました。ビザなどの個人に付随する行政手続きにはどのようなものがありますか。

A

■ 任期満了、撤退に伴う帰任など様々な場合がありますが、帰任に際する主な行政手続きは、以下の 6 点です。

① 個人所得税税務登記の抹消

② 個人所得税確定申告名簿からの削除

所管の税務局へ源泉徴収義務者である現地法人を通じて行いますので、財務部との確認が必要です。追加納税が必要な場合は納付をしますが、帰任までに完了できないこともあります。また、帰国後に支給される賞与についても、支給対象期間が中国赴任期間と重なっている場合は、中国で課税されることもあります。その場合は二重課税となりますが、日本の確定申告で外国税額控除の適用を受けることができます。

③ 外国人就業証の抹消

就業証の発行機関である労働局（上海市人力資源社会保障局）で手続きを行います。必要書類は、『外国人就業証取消（異動）申請表』や『外国人就業証』などですが、離職を証明する書類の提出を求められることもあるので、準備が必要です。また、手続きには約 5 営業日かかります。

④ 外国人居留許可の抹消

居留許可の発行機関である出入境管理局（上海市公安局）で手続きを行います。『臨時住宿登記表』や『外国人居留許可』の他に、③と同じく、離職を証明する書類の提出を求められることもあります。手続きには約 7 営業日かかります。

⑤ 在留届の抹消（「帰国届」の提出）

海外で事件・事故や災害などが起こった場合、日本大使館、総領事館は在留届をもとに所在地や緊急連絡先を確認し、援護活動を行います。そのため、帰国する際には、必ず在留届を提出した日本大使館、総領事館へ「帰国届」を提出しなければなりません。届出書のフォーマットは日本大使館、総領事館のHPからダウンロードできます。

⑥ 銀行口座の解約

帰国直前に解約すると手元に多額の現金が残り、出国時の持ち出し制限に該当してしまいますので、計画的な実施が必要です。日本への送金へは、納税証明書などの提示を求められることもありますので、あらかじめ口座所有の銀行へご確認ください。

■ 注意点

- ・就業証や居留許可は、有効期限に達すると取り消されるだろうと、そのまま帰国する人もまれにいますが、期間中の納税義務が発生しますので、必ず抹消手続きが必要です。
- ・年度の替わり目を機に駐在員の交代を行なった企業は、今一度現地法人と連携をとってご確認ください。

本質問には、上海市での手続きを例に回答しております。手順に関しては、中国の各地方政府により異なる場合がございますので、詳細は、専門家もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

平成26年度「国際取引実務研修」開催案内

主催：公益財団法人ひろしま産業振興機構・福山商工会議所

貿易業務初任者や担当者の方、これから貿易実務を習得される方を対象に、国際取引実務の基礎について、貿易の流れに沿ってわかりやすく解説するとともに、関連書類の見方、考え方や留意すべきポイントを交えながら実践に即した研修を開催いたします。奮ってご参加ください。

● 研修内容

わかりやすい貿易実務の基本

貿易の流れ（取引の引き合いから契約までの概要）、インコタームズ
貿易の流れ（商品、書類ならびに代金決済の概略）
ロジスティクス（物流）と Supply Chain Management (SCM)
海外取引と損害保険、代金決済と外国為替、通関手続きと関税

L/Cをはじめ、
書類の見方・考え方を
わかりやすく解説
します！

● 開催日時・場所 ※両会場とも2日間計12時間

会場	日 時	場 所
福山会場 (定員40名)	6月6日(金) 9:30~16:30	福山商工会議所 9階「会議室」 (福山市西町2-10-1)
	6月13日(金) 9:30~16:30	
広島会場 (定員40名)	6月20日(金) 9:30~16:30	広島県情報プラザ2階「第1研修室」 (広島市中区千田町3-7-47)
	6月27日(金) 9:30~16:30	

● 講 師

近畿大学経営学部商学科 教授 勝田 英紀氏 (JETRO 認定貿易アドバイザー)

● 申込方法・受講料など詳細は同封のご案内、当機構HPをご覧ください。

(http://www.hiwave.or.jp/HAPEE/seminar_event.html)

がんばる企業の味方じゃけん！

～あなたの「元気」強力サポート～

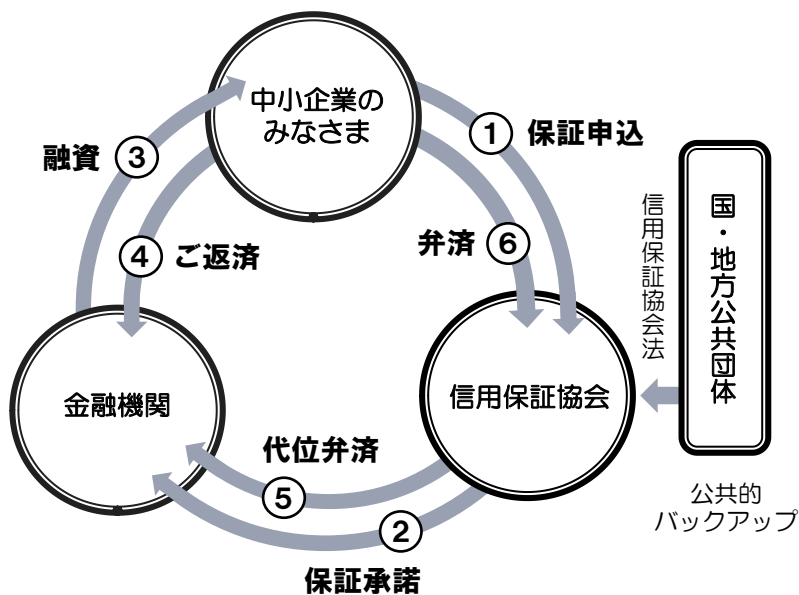
信用保証協会の目的

信用保証協会は、中小企業者の皆様が金融機関から事業に必要な資金を借り入れる際に「公的な保証人」となることにより、中小企業者の事業資金の借入を円滑にすることを目的として、広島県・県内市町および金融機関からの出えんにより設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

種々の保証制度を創設

中小企業の皆様の多様な資金ニーズに迅速・的確にお応えするため、種々の保証制度を創設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

信用保証制度のしくみ



信用保証で、
この町の中小企業を
応援します。



©光プロダクション

- ① 保証申込** 信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口へご相談ください。
- ② 保証承諾** 信用保証協会は、事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
- ③ 融 資** 保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資いたします。
- ④ ご 返 済** 返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただきます。
- ⑤ 代位弁済** 万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済いたします。
- ⑥ 弁 済** 信用保証協会へご返済いただきます。

詳しい内容につきましては、当協会のホームページに掲載しておりますので、ご確認いただくか、お近くの当協会窓口にお越し下さい。

詳しくはホームページへ！

広島県信用保証協会

検索



広島県信用保証協会

HIROSHIMA GUARANTEE

(PC用)



本 所
福山支所
三原支所
呉 支 所
備北支所

〒730-8691
〒720-0067
〒723-0014
〒737-0029
〒728-0021

広島市中区上幟町3番27号
福山市西町2丁目10番1号（福山商工会議所ビル8階）
三原市城町3丁目1番1号（三原港湾ビル3階）
呉市宝町1番10号（呉駅西共同ビル3階）
三次市三次町1843番地の1（三次商工会議所ビル1階）

TEL (082) 228-5501
TEL (084) 923-4893
TEL (0848) 63-4173
TEL (0823) 21-9281
TEL (0824) 62-3917